

# 令和4年 第3回臨時会

令和4年 4月25日 開会  
令和4年 4月25日 閉会

網 走 市 議 会

## 令和4年網走市議会第3回臨時会会議録目次

〔4月25日（月曜日）第1日〕

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員	1
開会宣告	1
本日の会議録署名議員	2
諸般の報告	2
日程第1 会期の決定	2
市長のあいさつ	2
日程第2 議案第1号～第5号及び報告第1号～第2号	3
諸般の報告（追加）	5
議事日程第1号の追加	5
日程第3 委員会審査報告案1件（議案第1号～第5号及び報告第1号～第2号）	5
閉会宣告	6

4月25日 (月曜日) 第1号

令和4年第3回臨時会  
網走市議会会議録第1日  
令和4年4月25日(月曜日)

○議事日程第1号

令和4年4月25日午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

日程第2 議案第1号～第5号及び報告第1号～  
第2号

○議事日程第1号の追加

日程第3 委員会審査報告案7件(議案第1号～  
第5号及び報告第1号～第2号)

立 崎 聡 一  
永 本 浩 子  
平 賀 貴 幸  
古 田 純 也  
松 浦 敏 司  
村 椿 敏 章  
山 田 庫 司 郎

○本日の会議に付した事件

その他会議 会期の決定(決定)

に付した事

件(1)

議案第1号 令和4年度網走市一般会計補正予算  
(原案可決)

議案第2号 令和4年度網走市国民健康保険特別  
会計補正予算(同)

議案第3号 網走市常勤の特別職に属する職員の  
給与に関する条例の特例に関する条  
例の一部を改正する条例制定につい  
て(同)

議案第4号 網走市国民健康保険条例の一部を改  
正する条例制定について(同)

議案第5号 網走市介護保険条例の一部を改正す  
る条例制定について(同)

報告第1号 網走市税条例の一部を改正する条例  
制定に係る専決処分の報告について  
(報告承認)

報告第2号 網走市都市計画税条例の一部を改正  
する条例制定に係る専決処分の報告  
について(同)

○出席議員(15名)

石 垣 直 樹  
井 戸 達 也  
小 田 部 照  
金 兵 智 則  
工 藤 英 治  
栗 田 政 男  
近 藤 憲 治  
澤 谷 淳 子

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長 水 谷 洋 一  
副 市 長 後 藤 利 博  
企画総務部長 秋 葉 孝 博  
市民環境部長 武 田 浩 一  
健康福祉部長 桶 屋 盛 樹  
健康福祉部参事監 永 森 浩 子  
農林水産部長 川 合 正 人  
観光商工部長 伊 倉 直 樹  
建設港湾部長 立 花 学  
水道部長 柏 木 弦  
企画調整課長 佐々木 司  
総務防災課長 田 邊 雄 三  
財政課長 古 田 孝 仁

.....  
教 育 長 岩 永 雅 浩  
学校教育部長 田 口 徹  
社会教育部長 吉 村 学

○事務局職員

事 務 局 長 林 幸 一  
次 長 石 井 公 晶  
総務議事係長 法 師 人 絵 理  
総務議事係 早 渕 由 樹  
係 山 口 諒

午前10時00分開会

○井戸達也議長 おはようございます。

ただいまから、令和4年網走市議会第3回臨時会  
を開会します。

○井戸達也議長 本日の出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議には、次の議員から遅参の届出がありましたので報告します。

遅参、澤谷議員、15分。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、石垣直樹議員、工藤英治議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 次に、諸般の報告はお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

まず、議会運営委員長から、本臨時会の会期及び運営に関する諸般の事項について、発議を求めます。

立崎聡一議会運営委員長。

○立崎聡一議員 一登壇一 本日をもって招集されました、本年第3回臨時会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る4月21日議会運営委員会を開催しましたので、ここにその結果を御報告申し上げ、あわせて会期の決定に関する動議の提出に代えますとともに、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議会皆様の御了承と御決定を賜りたいと思います。

まず、議運当日におきます本定例会の付議事件案件は……、失礼します、休憩してください。

○井戸達也議長 暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時03分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

議運の委員長の発議から。

○立崎聡一議員 失礼しました。

まず、議運当日におきます本臨時会の付議予定案件は議案5件、報告2件、その他会議に付すべき事件1件の合わせて8件であります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は本日1日とすることがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められますようお願い

願い申し上げます、当委員会の結果報告といたします。

○井戸達也議長 ただいま、議会運営委員長から報告と発議がありましたが、そのとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日とし、運営に関する諸般の事項につきましても、発議のとおり決定しました。

なお、本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもってお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

○井戸達也議長 それでは、ここで開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 令和4年第3回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御参集をいただき、御審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、市内で確認をされました高病原性鳥インフルエンザ患者についてであります。4月15日に市内の家禽農家で死亡したエミューの簡易検査を実施した結果、陽性が確認され、その後の遺伝子検査、遺伝子解析の結果、4月20日に高病原性鳥インフルエンザの患者であると確認をされました。

北海道では16日、北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置し、16日から殺処分を開始し、18日までにエミュー486羽、鶏115羽の殺処分を完了し、その後の消毒など防疫措置を20日23時までに完了しております。

これに伴う当市の対応についてですが、4月16日8時に関係部署で対策会議、同日18時に網走市高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催し、道より要請のあった消毒ポイント2か所について職員を派遣しており、4月17日から現在も対応を続けております。

今後の制限解除につきましては、発生農場の防疫措置完了後10日経過後の5月1日に区域内農場の清浄性確認検査を実施し、陰性であれば、農水省との協議後に搬出制限区域が解除となる見込みとなっております。

また、防疫措置完了後、21日経過後の5月12日以

降に、同じく清浄性確認検査を行い、陰性であれば、農水省と協議の上、移動制限区域が解除となる見込みとなっております。

高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられております。

市民の皆様におかれましては、死んだ野鳥を見つけても触らず、市へ御連絡をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、毎週北海道から感染者数が公表されておりますが、市内におきましては感染者数が増加をしております、特に、園児・児童・生徒など、若年層の感染が多く確認をされております。

このような状況を踏まえ、児童施設や学校におけるスクリーニングの実施、さらには無料の抗原定量検査の継続など、感染拡大の防止や市民の不安解消を目的とした対策に取り組んでおります。

また、人の往来が増加するなど、感染リスクが高まる時期の到来に向け、北海道から「春の再拡大防止に向けた取組」が示されたことから、引き続き市民への注意喚起に努めてまいります。

ワクチン接種につきましては、医療機関や医療従事者の多大な御理解と御支援により3回目の追加接種を進め、4月16日終了時点で2万2,517人の接種を終えたところでありますが、引き続き、医療機関と連携をした個別接種、また、5歳から11歳を対象とした小児ワクチンの接種を、12歳から17歳を対象とした3回目の追加接種に取り組んでまいります。

さて、本臨時会に御提案を申し上げます案件は、地域が整備する防災備品費に対する補助金、中心市街地の空き店舗改修等に対する補助金と新型コロナウイルス感染症対策に係るスクールバスの増便の経費などを追加する一般会計補正予算及び傷病手当に係る国民健康保険特別会計の補正予算と特別職の給与に関する特例条例、国民健康保険条例及び介護保険条例の一部改正と市税条例及び都市計画税条例の一部改正の専決処分の報告についてであります。

議案の細部につきましては、後ほど担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○井戸達也議長 次に、日程第2、議案第1号から

議案第5号まで、並びに報告第1号及び報告第2号を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 一登壇一 ただいま御上程いただきました議案第1号から議案第3号まで、並びに報告第1号及び報告第2号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の令和4年度網走市各会計補正予算について御説明申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計では2,102万円を追加、国民健康保険特別会計では177万3,000円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、各会計議案の第1表に記載のとおりでございます。

2、債務負担行為の補正でございますが、一般会計の令和4年度農業担い手応援資金利子補給契約について、限度額を6万円とするものでございます。

追加の内容は、議案の第2表のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書、5ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には特定財源の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただきますこと御了承いただきたいと存じます。

初めに、総務費の一般管理費では、地域の防災備蓄品の整備に対する補助金として200万円の追加でございます。

商工費の商工振興費では、空き店舗の改修等に対する補助金として300万円の追加でございます。

教育費の教育委員会費では、スクールバスの密集対策に係る増便経費として1,602万円の追加でございます。

次に、6ページを御覧願います。

この表は、債務負担行為の支出額に関する調書でございます。

以上が、一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、地方交付税で300万円を追加しようとするものでございます。

次に、国民健康保険特別会計を御説明申し上げます。

す。

11ページを御覧願います。

保険給付費では、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金として177万3,000円の追加でございます。

以上が、令和4年度網走市各会計補正予算の内容でございます。

次に、議案第3号の網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料8ページ、資料2号を御覧願います。

1、改正の趣旨でございますが、職員が公用車を無車検及び無保険の状態で行っていたことに関して、市民の信頼を大きく損ねたことを重く受け止め、全体の監督責任を明らかにするため市長の給料を減額することとして、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、市長の給料を1か月その10%を減額しようとするものでございます。

3、施行期日は公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、報告第1号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について、御説明申し上げます。

議案資料11ページ、資料5号を御覧願います。

1、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、1点目は個人市民税に係る寄附金税額控除の経過措置の終了、2点目は固定資産税に係る省エネ改修住宅に対する減額措置の拡充、3点目は固定資産税に係る土地の負担調整措置の規定、4点目は地方税法等の改正に伴う文言等の整理でございます。

3、施行期日等は記載のとおりでございます。

次に、報告第2号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

議案資料17ページ、資料6号を御覧願います。

1、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

2、改正内容でございますが、1点目は都市計画税に係る土地の負担調整措置の規定、2点目は地方

税法等の改正に伴う文言等の整理でございます。

3、施行期日等は記載のとおりでございます。

ただいま御説明を申し上げました報告第1号及び報告第2号につきましては、緊急を要することから地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告を申し上げ御承認をお願いするものでございます。

以上、議案第1号から議案第3号まで、並びに報告第1号及び報告第2号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第4号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を御説明申し上げます。

議案資料の9ページ、資料3号を御覧いただきたいと存じます。

条例改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免を行った場合の国の財政措置が、令和4年度分についても対象とされ適用を受けるため、当該条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容であります。減免の特例に関する期間を令和4年度分、納期限が令和5年3月31日までの保険料に適用する規定の改正を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の附則第7条の規定は、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第4号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 ー登壇ー ただいま御上程をいただきました議案第5号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、御説明を申し上げます。

議案資料10ページ、資料4号を御覧願います。

趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者おける介護保険料の減免に係る国の財政措置が延長されたため、当該条例の所要の改正を行うものであります。

内容であります。新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料減免の適用を受ける場合につきましては、減免申請期限に関わらず減免することができる特例の規定がありますが、本規定の減免の対象となる年度を令和4年度まで、また納期限を令和5年3月31日までとするものであります。

施行期日であります。公布の日から施行し、改正後の網走市介護保険条例附則第8条の規定につきましては、令和4年4月1日から適用しようとするものであります。

以上、議案第5号につきまして御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○井戸達也議長** 以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、ただいま提出されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、直ちに議事を進めることとし、大綱質疑を行います。

大綱質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました案件につきましても、お手元に配付しております議案等付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

---

**○井戸達也議長** ここで、常任委員会等を開催する必要がありますので、暫時休憩いたします。

再開は追って予鈴をもってお知らせしますから、承知願います。

午前10時21分休憩

午前11時14分再開

**○井戸達也議長** 休憩前に引き続き、再開します。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既にお手元に配付のとおり、本臨時会の付議事件として委員会審査報告案7件を追加しておりますので、承知願います。

次に、議事日程第1号の追加について、お諮りします。

既にお手元に配付のとおり、委員会審査報告案7件が提出されておりますので、議事日程第1号の追加のとおり決定したいと思います。これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第1号の追加のとおり決定されました。

---

**○井戸達也議長** 次に、日程第3、委員会審査報告案7件、議案第1号から議案第5号まで、並びに報告第1号及び報告第2号を一括して議題とします。

本件は、休憩前の本会議において、関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会、小田部照委員長。

**○小田部照議員** 一登壇一 本臨時会において、総務経済委員会に付託されました議案等につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案等は、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第3号網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、報告第1号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について、報告第2号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についての合わせて4件であります。

本件につきましては、先ほどの本会議におきまして当委員会に付託され、休憩中に開催しました委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、委員全員の一致により議案は原案可決、報告は承認すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会の審査結果の報告といたします。

**○井戸達也議長** 次に、文教民生委員会、松浦敏司委員長。

**○松浦敏司議員** 一登壇一 本臨時会において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号令和4年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、議案第4号網走市国民健康保険条例



の一部を改正する条例制定について、議案第5号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定についての合わせて4件であります。

本件につきましては、先ほどの本会議におきまして当委員会に付託され、休憩中に開催しました委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、委員全員の一致により議案は原案可決すべきものとして決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

**○井戸達也議長** 以上で、各委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、議案第1号から議案第5号まで、並びに報告第1号及び報告第2号を一括して採決します。

お諮りします。

上程中の議案第1号から議案第5号まで、並びに報告第1号及び報告第2号は、委員長の報告のとおり議案は原案可決、報告は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり、議案第1号から議案第5号までは原案可決、報告第1号及び報告第2号は承認されました。

---

**○井戸達也議長** 以上で、本臨時会の付議事件は全て終了しました。

これをもちまして、令和4年網走市議会第3回臨時会を閉会します。

大変御苦労さまでした。

午前11時20分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長            井 戸 達 也

署名議員                石 垣 直 樹

署名議員                工 藤 英 治

